

議案第 117 号

伊賀市行政組織条例の一部改正について

伊賀市行政組織条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 27 年 12 月 1 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政組織条例の一部を改正する条例

伊賀市行政組織条例（平成 16 年伊賀市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中 「総合危機管理課
市政再生課」 を「総合危機管理課」に改める。

「総合危機管理課

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 防災に関すること。
- (3) 地域安全に関すること。

第 2 条第 2 項中 市政再生課 を

- (1) 行財政改革に関すること。
- (2) 地方分権に関すること。
- (3) 市長が指定する特命事項に関すること。」

「総合危機管理課

- (1) 危機管理に関すること。
- (2) 防災に関すること。 に改める。
- (3) 地域安全に関すること。」

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。